

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	固定資産税・都市計画税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

佐倉市は、固定資産税・都市計画税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

佐倉市長

公表日

令和6年2月13日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	固定資産税・都市計画税の賦課・徴収業務
②事務の概要	<p>当市は、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日号外法律第27号）（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>土地、家屋及び償却資産（都市計画税については市街化区域内の土地及び家屋）の所有者として、登記簿、土地補充課税台帳、家屋補充課税台帳又は償却資産課税台帳に登録されている者に対して、固定資産税・都市計画税を計算し、賦課する。また、納税義務者からの特例、減免等の申請による固定資産税・都市計画税の減免等を行う。賦課額についての債権管理を行い、納期限までに納税がなければ、滞納整理業務を実施する。</p> <p>番号法の別表第二に基づいて、当市は固定資産税・都市計画税に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。</p>
③システムの名称	固定資産税システム 収滞納システム 団体内統合宛名システム 審査システム（eLTAX） 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)固定資産税賦課ファイル (2)固定資産税収滞納ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の16の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報照会の根拠） ：第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（27の項）
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財政部 資産税課、債権管理課
②所属長の役職名	資産税課長 債権管理課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先

佐倉市 総務部 行政管理課
住所: 〒285-8501 千葉県佐倉市海隣寺町97
電話: 043-484-6288

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

佐倉市 財政部 資産税課、債権管理課
住所: 〒285-8501 千葉県佐倉市海隣寺町97
電話: 資産税課 043-484-6216 債権管理課043-484-6116

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年10月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年10月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月30日	I 1. ②	情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。	(削除)	事後	
平成29年3月30日	I 5. ②	資産税課 菅井 康成	資産税課 内田 理彦	事後	
平成29年3月30日	II 1.	平成26年7月1日時点	平成28年12月13日時点	事後	
平成29年3月30日	II 2.	平成26年7月1日時点	平成28年12月13日時点	事後	
平成29年3月30日	I 4. ②	(別表第二省令における情報提供の根拠) :第20条第5号	(別表第二省令における情報照会の根拠) :第20条第5号	事後	
平成30年3月1日	I 3.	2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号)	2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号、平成29年改正・総務省令第5号)	事後	
平成30年3月1日	I 4. ②		・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令) (平成26年内閣府・総務省令第7号、平成29年改正・総務省令第6号)	事後	
平成30年3月1日	I 5. ②	資産税課 内田 理彦	資産税課 梶 敏夫	事後	
平成30年3月1日	II 1.	平成28年12月13日時点	平成29年11月30日時点	事後	
平成30年3月1日	II 2.	平成28年12月13日時点	平成29年11月30日時点	事後	
平成31年3月29日	I 5. ②	資産税課 梶 敏夫	資産税課 秋葉 良一	事後	
平成31年3月29日	II 1.	平成29年11月30日時点	平成30年10月31日時点	事後	
平成31年3月29日	II 2.	平成29年11月30日時点	平成30年10月31日時点	事後	
平成31年3月29日	I 5. ②	資産税課 秋葉 良一 収税課 木原 一彦	資産税課長 収税課長	事後	
令和1年12月23日	I 1. ②	当市は、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。	当市は、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日号外法律第27号)(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。		
令和1年12月23日	I 3.	2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号、平成29年改正・総務省令第5号)	2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号)		
令和1年12月23日	I 4. ②	・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令) (平成26年内閣府・総務省令第7号、平成29年改正・総務省令第6号)	・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令) (平成26年内閣府・総務省令第7号)		
令和1年12月23日	II 1.	平成30年10月31日時点	令和1年10月31日時点		
令和1年12月23日	II 2.	平成30年10月31日時点	令和1年10月31日時点		
令和2年4月1日	I 5. ②	資産税課長 収税課長	資産税課長 債権管理課長		
令和3年1月29日	I 8	収税課	債権管理課		
令和3年1月29日	II 1.	令和1年10月31日時点	令和2年10月31日時点		
令和3年1月29日	II 2.	令和1年10月31日時点	令和2年10月31日時点		
令和3年12月23日	I 3.	1. 番号法第9条第1項 別表第一の16の項	・番号法第9条第1項 別表第一の16の項		
令和3年12月23日	I 3.	2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)	(削除)		
令和3年12月23日	I 4.	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二		
令和3年12月23日	II 1.	令和2年10月31日時点	令和3年10月31日時点		
令和3年12月23日	II 2.	令和2年10月31日時点	令和3年10月31日時点		
令和3年12月23日	IV5.	【 】提供・移転しない	【○】提供・移転しない		
令和3年12月23日	IV6.	【 】接続しない(提供)	【○】接続しない(提供)		
令和5年2月6日	II 1.	令和3年10月31日時点	令和4年10月31日時点	事後	重要な変更にとらならない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年2月6日	II 2.	令和3年10月31日時点	令和4年10月31日時点	事後	重要な変更にとらならない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年2月13日	II 1.	令和4年10月31日時点	令和5年10月31日時点	事後	重要な変更にとらならない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年2月13日	II 2.	令和4年10月31日時点	令和5年10月31日時点	事後	重要な変更にとらならない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない